

## 議会のあり方検討会

平成28年11月22日(火)

午後1時30分

第2委員会室

### 議 題

#### 1 検討事項について

(1)「意見交換会」について

#### 2 その他

## 配付資料一覧

### 【議題1 資料】

- 1 各会派意見一覧
- 2 小林市議会「市民との意見交換会」の実施に関する規程・要領（フロンティア旭・公明党尾張旭市議団 資料）
- 3 白石市議会意見交換会開催要領（フロンティア旭 資料）
- 4 尾張旭市議会意見交換会実施要綱（案）（市民まちづくりネット 資料）
- 5 【議会のあり方検討会宿題】（公明党尾張旭市議団 資料）

### 【その他資料】

- 6 議会のあり方検討会 検討事項スケジュール（案）

## 各党派等意見一覧

## ●意見交換会について

フロンティア旭	市民まちづくりネット	公明党尾張旭市議団	日本共産党尾張旭市議団
<p>資料提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小林市議会「市民との意見交換会」の実施に関する規程</li> <li>・小林市議会「市民との意見交換会」の実施要領</li> <li>・白石市議会意見交換会開催要領</li> </ul>	<p>資料提出</p> <p>尾張旭市議会意見交換会実施要綱(案)</p>	<p>資料提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小林市議会「市民との意見交換会」の実施に関する規程</li> <li>・小林市議会「市民との意見交換会」の実施要領</li> </ul>	<p>論点は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今後も実施するかどうか</li> <li>2. 実施する場合、今回のように集中的に行うか随時受け付けるか。あるいは、その両方か。</li> <li>3. 出された意見に対して、なんらかの応答が必要ではないか。それを、どのようにまとめるか。</li> <li>4. 1団体あたりの所要時間はどうか。 1時間 30分 15分</li> <li>5. 毎年行った場合、委員会の構成メンバーが変わることを相手はどのように受け止めるか。</li> </ol> <p>以下、川村の意見</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今後も実施する</li> <li>2. まずは集中的に行う。時期はやはり10月末から11月中旬まで</li> <li>3. なんらかのレスポンスはあるべき</li> <li>4. 相手によりけりだが、1時間は確保した方が良いと思う。</li> <li>5. 常任委員会の入替えを2年とすることを提案する。</li> </ol> <p style="text-align: right;">以上</p>

## ○小林市議会「市民との意見交換会」の実施に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、小林市議会基本条例(平成25年小林市条例第17号)第5条第4項の規定による議員と市民の情報交換及び意見交換(以下「市民との意見交換会」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

## (目的と意義)

第2条 市民との意見交換会を実施する目的と意義は、次のとおりとする。

- (1) 議会及び議員の活動について理解を深める。
- (2) 市民の意見を幅広く聴取し、地域や職域の垣根を越えて学び、市政に活かす。
- (3) 市民の様々な意見を参考にし、政策提言を実行する。

## (種類)

第3条 市民との意見交換会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 地区別意見交換会 市の区域を議会が別に定めるところにより区分した地区を基本単位として実施する意見交換会
- (2) 分野別意見交換会 教育、文化、福祉、産業等の分野ごとに市民団体等と実施する意見交換会  
(地区別意見交換会の実施)

第4条 地区別意見交換会は、各地区において年1回実施する。

2 地区別意見交換会は、地域の課題及び市政全般に係る課題について、テーマを設け実施する。また、市民の意見を広く聴取するため自由意見の時間を別に設けるものとする。

## (分野別意見交換会の実施)

第5条 分野別意見交換会は、常任委員会、特別委員会、政策討論会その他議会において政策立案等を実現するためテーマを設け必要に応じて実施するほか、市民団体等からの要請に応じてテーマを設け実施するものとする。

## (議員の留意事項)

第6条 市民との意見交換会に出席する議員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 市民の多様な意見を把握し、議会内での議論・政策提言につなげていくために、市民の意見・要望の意図・真意等を聴取すること。
- (2) 市民から意見、質問に対する返答等を求められた場合には、議会としての考え方、議論の過程等を説明することとし、会派及び議員個人としての見解を述べないこと。ただし、議員個人の考え方を求められた場合は、この限りでない。
- (3) 市長等執行機関の立場での説得的な説明、答弁等は行わないよう留意すること。

## (意見等の集約)

第7条 市民との意見交換会に出席した議員は、聴取した意見及び提言、その他意見交換の内容(以下「意見等」という。)について、要点をまとめ記録した上で、別に定める様式により議長に報告するものとする。

- 2 議長は、前項の規定により報告を受けた意見等の整理及び検討について、広報広聴委員会に依頼するものとする。
- 3 広報広聴委員会は、前項の規定により意見等の整理及び検討について議長の依頼を受けたときは、議会における当該意見等への対応を協議し、その結果を議長に報告するものとする。
- 4 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該意見等に対する議会の対応について、適切に対処するものとする。

## (報告書の公表)

第8条 議会は、前条の規定により集約した意見等について、当該意見等に対する議会の対応と併せて市のホームページで公表するものとする。

## (補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、市民との意見交換会の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

この規程は、公表の日から施行する。



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活動(委員会)報告 ※統一した資料で、各班とも同じ説明を行う。 ※当初予算の審査内容を中心に、常任委員会で課題として議論されていることを十分協議し決定する。 ※開催地域に関連した審議内容があれば簡単に報告する。報告内容は各班の所管報告者の裁量に委ねる。</li> </ul>
	資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活動(委員会)報告は、はなみずきの内容を中心に行うこととし、各委員会で打合せを行い、情報の共有を図る。</li> <li>・はなみずき以外の資料が必要と判断した場合は委員会で作成する。</li> <li>・各地域のテーマは、班代表者が中心となり各班で事前打合せを行い、資料を作成する。</li> </ul>
	資料印刷	事務局
05	開催地区との調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長会の理事(小学校区単位)を中心に調整する。 西小林、幸ヶ丘校区及び須木区においては、この限りでない。</li> </ul>
06	開催の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はなみずき ・HP</li> <li>・行政文書として案内チラシを回覧 ・議員自ら配布に努める</li> <li>※団体等への文書依頼をはじめ周知について根本的に改善する。</li> </ul>
07	会場設営等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会1時間前に会場に集合し、準備をする。</li> <li>・閉会後の片付け</li> </ul>
08	議員の留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>①市民の多様な意見を把握し、議会内での議論・政策提言につなげていくために、市民の意見・要望の意図・真意等を聴取する。</li> <li>②市民から意見、質問に対する返答等を求められた場合には、議会としての考え方、議論の経過等を説明することとし、会派及び議員個人としての見解を述べないこと。(議員個人の考えを求められた場合を除く。) ※市民に理解を得るため上記②については次第に明記する。 ※議決した内容や議会内の合意形成がなされている場合は、その結果を踏まえた上で、議論の過程及び結論を説明する。それでもなお、議員個人の意見を問われた場合は、議員個人の考えを述べる。</li> <li>③執行機関の立場での説得的な説明、答弁等を行わないよう留意する。 ※執行部の説明では「〇〇」ということだ、などの説明にとどめる。</li> <li>④開催前に全議員で、具体的な事例等について確認し、同じ対応ができるよう情報共有に努める。</li> </ol>
09	アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各会場で実施する。</li> <li>※内容については、実施前に検討し見直す。また、アンケート回収まで配慮する。</li> </ul>
10	報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書は班で作成し、議長に提出する。</li> <li>・要点を簡潔に整理して作成する。 ※会場での記録の取り方が報告書に反映されるため、意見はきちんと記録する。それを基に要点をまとめて報告する。 ※基本的に記録担当者が要点筆記していく。 ※マイクがないほうが話しやすいという方もいたため、人数が多い所や会場が広い所ではマイクを使用するが、基本的にはマイクは使わない方向で調整する。 ※マイク・録音の設備は再度検討する。</li> <li>・報告書書式 2～3枚/A4 ※地区別(様式1)、分野別(様式2)</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の共有のため全議員に配布し、HPに公開する。</li> <li>・市民に知らせるべき内容は「はなみずき」に掲載する。</li> <li>・報告書の保管 事務局</li> </ul>
11	意見要望の対	①回答は「はなみずき」やホームページにおいて、議会として回答すること

	応方法	<p>とを基本とする。</p> <p>②各班が提出した報告書を基に広報広聴委員会で整理する。</p> <p>③個人又は団体に文書回答はしない。</p> <p>④議員個人での対応はしない。一般質問で取り上げることについては、この限りではない。</p> <p>⑤開催の時に、上記のこのことを伝える。</p> <p>⑥意見は議員全員で情報を共有する。</p>
12	成果等の取りまとめ、運営方法の改善等の検討	<p>①議長は報告を受けた意見等の整理及び検討について広報広聴委員会に依頼する。</p> <p>②広報広聴委員会は、議会における当該意見等への対応を協議し、その結果を議長に報告する。→政策討論会等へつなげていく。</p> <p>③具体的には別紙のとおり</p>
13	班代表者連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・班代表者による協議の場</li> <li>・広報広聴委員会が主催し、意見交換会の具体的な運営や事後処理等の意思統一を図る。</li> </ul>

## (2) 分野別意見交換会

No.	項目	内容
01	団体の選出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会が取り組む政策立案等について関係ある団体等と実施</li> <li>・先に開催した地区別意見交換会の意見等を集約し、意見交換が必要な団体と実施</li> <li>・市民団体等からの要請に応じて実施</li> <li>・公募はしない</li> </ul>
02	開催の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別意見交換会の開催に合わせて、分野別意見交換会を実施する旨を周知する。</li> </ul>
03	開催時期	地区別意見交換会の後、必要に応じて開催する。
04	開催の申出	<p>①委員会から実施を要望する場合は、議長に意見交換を実施する団体名や内容（テーマ）等を記載した申請書（様式4）を提出する。 ※委員会→議長（広報広聴委員会）→団体→委員会</p> <p>②意見交換を要請する団体は議長に必要事項を記載した申請書（様式5）を提出する。 ※団体→議長（広報広聴委員会）→常任委員会</p>
05	班編成 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単位：委員会</li> <li>・所管の常任委員会</li> <li>・所管が複数の場合は複数の委員会で対応</li> </ul>
06	開催要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催要領は地区別意見交換会に準じて実施する。</li> </ul>
07	情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会において、報告書を配布し報告する。</li> </ul>

## 白石市議会意見交換会開催要領

## 1. 開催時期

毎年3月中に3日間で実施する。

## 2. 開催内容

- ①議会の活動状況報告【議案の審議状況(当初予算、総合計画に係る事業等)】
- ②市民との意見交換【地域の現状や課題、市政に対するご意見や提言など】

## 3. 開催方法

議会から自治会連合会へ開催について協力をお願いし、文書で自治会長あてに地区民の参加を要請する。

## 4. 開催会場

中央公民館の他、各地区公民館(計9箇所)で開催する。

## 5. 班編成及び班構成

- ①6人単位で3班編成とする。
- ②1班当たり3地区(会場)を受け持つ。
- ③各常任委員を3名ずつ各班に割り当てる。
- ④各班に班長及び副班長を置き、構成員の互選によって決める。

## 6. 開催時の役割分担

- ①司会進行(1名)、活動状況報告者(1名)、記録者(全議員)
- ②質疑への応答や意見交換における回答については出席議員全員で当たる。
- ③受付には、議会事務局職員を各班に1人ずつ割り当てる。

## 7. 会場割当て

各班が担当する会場は、3人の班長による抽選で決定する。

## 8. 記録

意見交換会の記録は、参加者から出された意見、要望、提言等の要点記録とする。

## 9. 周知方法

- ①議会だより、ホームページへの掲載
- ②自治会長へ文書による参加依頼及び広報配布の際にチラシ回覧

## 10. 次第(例)

- ①開会挨拶：自治会長あいさつ、班長あいさつ
- ②議員紹介：出席議員の自己紹介
- ③議会報告：議会活動状況報告
- ④質疑応答：報告に対する質疑応答
- ⑤意見交換：貴重な広聴の機会なので、参加者の意見等をよく聴取する。



⑥閉会挨拶：副班長からお礼を兼ねて述べる。

## 11. 準備関係（資料等）

①レジメ

②活動状況報告、意見交換で配付する資料は、政策企画調整会議で決定する。

③配付する資料は、各班から担当者1名ずつを選び作成に当たる。

④議会事務局職員は、会場の予約及び使用依頼、レジメ及び配付資料の印刷を行う。

⑤会場の設営、準備は、議員が中心となり準備に当たる。

## 12. その他

①参加者からの発言は、より多くの方が発言できるよう運営に配慮する。

②議員の発言は、特定の議員に偏らないようお互い良識をもって対応する。

③班長は、意見交換会終了後、会場毎に参加者から出された意見、要望、提言など要点をまとめたうえで、別に定める様式により報告書を議長へ提出する。

④議長は提出された報告書の内容に係る整理、検討について政策企画調整会議に依頼する。

⑤政策企画調整会議は、報告書の内容を精査し、その結果を次の区分に分けて議長へ報告する。

- ・政策立案や政策提言に繋がりそうなもので、その調査並びに研究を常任委員会に委託すべきもの

- ・要望で市長にその対応を求めるもの

- ・議会に関するもので議会運営委員会が対処すべきもの

⑥議長は、政策企画調整会議から受けた報告について、その区分により常任委員会、議会運営委員会及び市長に対して適切な対応を求める。

⑦議長は、常任委員会や議会運営委員会からの報告、市長の対応状況について、政策企画調整会議委員長へ処理状況報告書の作成を依頼する。

⑧作成した処理状況報告書は、次回開催の意見交換会資料として作成する。

## 13. 一般会議

①一般会議は、常任委員会、特別委員会等の制約を超えて、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場として開催する。

②その開催方法等については、政策企画調整会議において検討する。

### 附 則

この要領は、平成26年12月17日から施行する。

### 附 則（平成27年11月13日一部改正）

この要領は、平成27年11月13日から施行する。

## ○尾張旭市議会意見交換会実施要綱（案）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、尾張旭市議会が開催する意見交換会の運営に関し、必要な事項を定める。

## （意見交換会の開催と決定）

第2条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、議会運営委員会に諮り、適当と認めるときは、意見交換会を開催する。

- (1) 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会から意見交換会の開催の要請があったとき。
- (2) 次条第2項の規定による申込みがあったとき。
- (3) その他議長が必要と認めるとき。

2 意見交換会は、議会運営委員会で協議し、開催を決定する。

## （開催の申込等）

第3条 意見交換会の開催を申し込むことができるものは、市内に所在する団体とする。

2 意見交換会の開催を申し込もうとする団体（以下「申込団体」という。）は、意見交換会開催申込書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて議長に提出しなければならない。

- (1) 出席者名簿
- (2) その他議長が必要と認める書類

3 議長は、前項の申込みがあったときは、前条の規定によりその内容を審査し、意見交換会の開催を決定したときは、意見交換会開催通知書（別記様式）により申込団体に通知する。

## （公平性の確保）

第4条 同一または類似の団体等との意見交換会は、公平性確保のため、原則として同一年度内は開催しないこととする。

## （議題）

第5条 意見交換会の議題は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市政に関する事項
- (2) 市議会に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

## （日程及び会場）

第6条 意見交換会の日程及び会場は、議会運営委員会において協議し決定する。

(出席議員)

第7条 意見交換会に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 意見交換会案件に係る常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員
- (2) 議長が議会運営委員会に諮り指定する議員

(意見交換会の運営)

第8条 意見交換会における司会進行は副委員長をもって充て、記録者2名を選任する。

(記録及び報告)

第9条 意見交換会の内容は、意見交換会終了後、記録者が取りまとめ、議長に文書によって報告する。

- 2 市政に対する要望・提言等で重要なものは、議長が取りまとめ、市長に文書する。

(対応及び公表)

第10条 議長は、前項の報告書の提出があったときは、意見等の対応方針協議を行い、速やかにその内容を市議会だより及び市議会ホームページに掲載し公表する。

(次第)

第11条 意見交換会は、1時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ
- (2) 出席者紹介
- (3) 意見交換
- (4) 閉会挨拶

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し決定する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

意見等の対応方針協議

開催日等

意見等

回答等

対応方針協議結果（課題調整会議）

- 1 委員会等で対応を協議（所管： ）  
※調査（行政側から現状を聞くなど）・協議して、結論を報告する
- 2 行政側に伝える
- 3 当日の回答どおり
- 4 過去に出た意見と同じであり既に協議済（ ）
- 5 保留とする  
※現在進行中の事業等の状況や今後の展開等を受けての判断とする

様式第1号（第3条第2項関係）

## 尾張旭市議会意見交換会申込書

平成 年 月 日

尾張旭市議会議長 様

団体の名称

代表者住所

氏名

印

電話番号

下記のとおり、尾張旭市議会意見交換会実施要綱第3条第2項の規定により議会意見交換会を申し込みます。

記

意見交換の テーマ	テーマ：	
	(補足説明)	
希望日時	第1希望	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~
	第2希望	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~
	第3希望	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~
参加予定 人 数		
会 場		
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

## 尾張旭市議会意見交換会実施決定通知書

平成 年 月 日

様

尾張旭市議会議長

印

平成 年 月 日付で申し込みのあった議会意見交換会の実施について、下記のとおり決定しましたので通知します。

実施日時	平成 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
実施場所	
実施内容	
備考	

## 【議会のあり方検討会宿題】

尾張旭市議会において陳情で採択された市議会と市民との対話の項目に、議会報告会の開催・3に将来的には名称を「議会と市民との対話会」とし、「市民が自由に親近感を覚えるような意見交換会の場としていくこと」と記載している。今後ここへ向かうために、「議会と市民との対話会」としての開催が望ましいと思う。

●意見交換会参考事例と要領案として小林市議会案を提案します。

理由として、シンプルで分かりやすいためです。尾張旭市議会として参考にしてはどうか。ご検討ください。

## 【宮崎県小林市議会意見交換会参考事例・要領案】

### 市民の皆さんと議会との「意見交換会」

小林市議会では議会基本条例を平成25年4月1日から施行し、この中で「議会は市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたり、議員及び市民が自由に情報交換及び意見交換する場を多様に設ける」と規定しました。

具体的な実施方法について協議を重ね、平成26年度から「市民との意見交換会」を実施しています。

### 意見交換会の概要

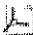
#### 目的と意義（小林市議会「市民との意見交換会」の実施に関する規程 第2条）

1. 議会及び議員の活動について理解を深める。
2. 市民の意見を幅広く聴取し、地域や職域の垣根を越えて学び、市政に活かす。
3. 市民の様々な意見を参考にし、政策提言を実行する。

## 種類

1. 地区別意見交換会(ページにリンクします。)
2. 分野別意見交換会(ページにリンクします。)

## 関係規程・要領

- 小林市議会「市民との意見交換会」の実施に関する規程
- 小林市議会「市民との意見交換会」の実施要領 (PDF ファイル/108.02 キロバイト)

## 平成 28 年度「市民との意見交換会」

- 平成 28 年度「市民との意見交換会」(平成 28 年 7 月 19 日～22 日に開催しました) (ページにリンクします。)
- 平成 28 年度「市民との意見交換会」報告(ページにリンクします。)



## 議会のあり方検討会スケジュール (案)

第1回	6月24日(金) 10:30~	・今年度の検討事項を提示 (1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について (2) 議会基本条例策定に向けての検討について			
	<b>検討事項</b>	<b>(1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について</b>	<b>(2) 議会基本条例策定に向けての検討について</b>	<b>政策提言の充実について</b> ・意見交換会 ・政策討論会 ・参考人・公聴会の活用 ※検討事項「議会基本条例策定に向けての検討について」から切り離して検討する	<b>(3) 各会派からの提案議題</b>
第2回	8月4日(木) 9:30~	各会派の意見確認	各会派の意見確認	議題の確認	各会派意見確認
第3回	9月27日(火) 10:30~	各会派の意見確認		各会派の意見確認	未定
第4回	10月14日(金) 15:00~	まとめ			〃
第5回	11月22日(火) 13:30~			各会派の意見確認	〃
第6回	1月			各会派の意見確認 ルール整備	〃
第7回	3月	平成28年度 検討結果の総まとめ			
	備考	検討結果がまとまり次第、検討結果報告書を議長へ提出する			